

一般社団法人日本環境化学会  
表彰規程

平22規程1号  
平成22年7月30日制定  
令和4年1月11日一部改定

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本環境化学会（以下「本会」と称する）は環境化学功績賞、環境化学学術賞、環境化学進歩賞、環境化学論文賞、環境化学技術賞、環境化学有功賞、学生・若手論文賞を設け、会員を表彰する。

(環境化学功績賞)

第 2 条 環境化学功績賞は環境化学の学問的進歩に対する貢献が極めて顕著な研究業績をあげ、その成果を本会での活動を通じて発表した会員に授与する。

(環境化学学術賞)

第 3 条 環境化学学術賞は環境化学分野で優れた研究業績をあげ、その成果を本会での活動を通じて発表した会員に授与する。

(環境化学進歩賞)

第 4 条 環境化学進歩賞は環境化学分野で 将来の 発展が期待される研究業績をあげ、その成果を本会での活動を通じて発表した39歳以下（受賞年の4月1日時点）の会員に授与する。

(環境化学論文賞)

第 5 条 環境化学論文賞は前年の機関誌「環境化学」および英文誌“Environmental Monitoring and Contaminants Research”に発表された原著論文の中から、独創的かつ発展性のある論文の著者である会員に授与する。

(環境化学技術賞)

第 6 条 環境化学技術賞は前年の機関誌「環境化学」および英文誌“Environmental Monitoring and Contaminants Research”に発表された技術開発に関連した論文の中から、環境化学関連技術の発展に大きな寄与をすると判断された論文の著者である会員に授与する。

(環境化学有功賞)

第 7 条 環境化学有功賞は本会の運営あるいは発展に多大の貢献をした会員（賛助会員を含む）に授与する。

(学生・若手論文賞)

第 8 条 学生・若手論文賞は、学生（高校生、社会人学生を含む）および若手研究者（受賞年の4月1日時点で34歳以下）が前年の機関誌「環境化学」に「学生・若手論文」枠で発表した論文の中から優れた論文を発表した著者（筆頭著者）に授与する。

(特別表彰)

第 9 条 特別表彰の名称や選考手順などの詳細は表彰委員会において特別表彰の度に検討することとする。

(表彰委員会)

第 10 条 表彰委員会は委員長および 5 名の委員で構成される。委員長および委員は本会評議員の中から選出する。委員長および委員の任期は4月から翌々年3月末までの2年間とする。

第11条 表彰委員会の任務は次のとおりである。

- (1) 受賞者の選考
- (2) 表彰式の挙行
- (3) 表彰に関する会員への周知

(受賞者の選考)

第12条 受賞者は表彰委員会で選考のうえ、本会理事会において決定される。

第13条 表彰委員会での受賞者の選考は、会員からの推薦に基づいて行う。選考手順は表彰委員会内で協議して決める。その際、次の点に留意する。

- (1) 会員からの推薦方法はホームページに公示し、推薦を募る。
- (2) 環境化学論文賞、環境化学技術賞および学生・若手論文賞の対象論文のうち、主たる内容が他の雑誌ですでに発表されている場合は選考対象からはずす。
- (3) 各賞とも2件以内とする。選考基準に達しない場合は表彰を見送る。
- (4) 会員からの推薦に表彰委員長または表彰委員が含まれた場合、当該委員の表彰委員としての職務は停止しないが、選考に先立って表彰委員長および表彰委員に報告し、表彰委員会においてその必要性を認めた場合は当該業績の審査について一切関与しない。

(表彰)

第14条 受賞者は表彰委員会で選考のうえ、本会理事会において決定される。

第15条 受賞者には表彰状と副賞を授与する。表彰状は受賞者全員に、副賞は1件に1つとする。

第16条 環境化学功績賞および環境化学学術賞受賞者は受賞年度に受賞講演を行う。

(受賞の取り消し)

第17条 表彰式後において次のような事実が判明した場合は、本会理事会において決議のうえ、本会会長が表彰の取り消しを行い、表彰状と副賞の返納を命じることができる。その場合は機関誌および学会ホームページ上に会長名による公示を行い、取り消しの理由を明示しなければならない。

- (1) 受賞業績（論文）が他の研究者の業績を盗作したことが明らかとなった場合
- (2) 受賞業績（論文）がデータの捏造によることが明らかとなった場合
- (3) 環境化学論文賞、環境化学技術賞および学生・若手論文賞の受賞論文と同じ内容の論文が他の雑誌に既に発表されていることが判明した場合
- (4) その他、受賞者の行為が本会の名誉を著しく損なうと理事会が認める場合

(本会主催行事における独自の表彰)

第18条 本会主催行事において、行事の主催者は会長の承認を受けて独自の表彰を行うことができる。

(規程の変更)

第19条 この表彰規程の改定は理事会において行う。

## 附則

この規定は平成 22 年 7 月 30 日より施行する。

この改定は平成 23 年 4 月 18 日より適用する。

この改定は平成 28 年 5 月 17 日より適用する。

この改定は令和 2 年 8 月 25 日より適用する。

この改定は令和 3 年 2 月 12 日より適用する。

この改定は令和 4 年 1 月 11 日より適用する。